

## 明和町地域防災計画【震災編】新旧対照表

頁	旧	新
4	<p>2 出火の防止</p> <p>(3) 防火管理等の教育</p> <p>館林地区消防組合は、防火管理者の講習において、地震時の防災対策について教育する。また、県は、消防設備士等の講習において、耐震措置等に関する教育を行う。</p>	<p><u>(3) 消防設備士等の教育</u></p> <p><u>県は、消防設備士等の講習において、耐震措置等に関する教育を行う。</u></p>
8	<p>気象庁は最大震度 5 弱以上の揺れが予想された場合に、震度 4 以上が予想される地域（明和町は「群馬県南部」）に対し、緊急地震速報（警報）を発表するほか、次の基準により、震度、震源等に関する情報を発表する。</p>	<p>気象庁は<u>最大震度 5 弱以上または長周期地震動階級 3 以上の揺れが予想された場合に、震度 4 以上または長周期地震動階級 3 以上が予想される地域（明和町は「群馬県南部」）</u>に対し、緊急地震速報（警報）を発表するほか、次の基準により、震度、震源等に関する情報を発表する。</p>
9		<p>地震情報の種類・発表基準等の表に新たな行を追加し以下の内容を追加</p> <p><u>長周期地震動に関する情報</u></p> <p><u>地震情報（各地の震度に関する情報）を発表した地震のうち、長周期地震動階級 1 以上を観測した場合。</u></p> <p><u>高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点毎の長周期地震動階級等を地震発生から 10 分程度で発表</u></p>

## 明和町地域防災計画【震災編】新旧対照表

頁	旧	新
16	<p>3 消防機関による消火活動</p> <p>ウ 県内の消防力では対応できないと認めるときは、消防組織法第 44 条の規定に基づき、消防庁長官に対する他都道府県の消防機関（緊急消防援助隊）を含む。）の派遣を要請するよう知事（消防保安課）に要求する。</p>	<p>以下に変更</p> <p><u>ウ 消防本部（館林地区消防組合）は、他の都道府県の消防機関（「緊急消防援助隊」を含む。）の応援を必要とするときは、消防組織法第 44 条第 1 項の規定に基づき、災害対策本部長に応援等を要請するものとする。</u></p> <p><u>なお、緊急消防援助隊の応援要請者は知事であるので、災害対策本部長が知事に対して応援等要請のための連絡をする。</u></p>